

資料編 2 (各機能関係)

- 政策評価推進機能
 - ・ 行政評価局が立案し、運用している法令等（政策評価関係）・・・・・・・・・・ 1
 - ・ 各府省が行う政策評価の推進（概念図）・・・・・・・・・・ 2
 - （現在実施している業務に関する資料）
 - ・ 予算要求等への評価結果の反映の推進関係資料・・・・・・・・・・ 3
 - ・ 重要政策に関する政策評価の推進の例（医師確保対策）・・・・・・・・ 4
 - ・ 各府省が行った政策評価の点検関係・・・・・・・・・・ 5
 - （「政策評価に関する情報公開の推進」関係）
 - ・ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」骨子案・・・・・・・・ 7
 - ・ 政策評価法等の関連部分抜粋・・・・・・・・・・ 8
 - （「成果志向の目標設定の推進」関係）
 - ・ 政策達成目標明示制度関連閣議決定・国家戦略室資料抜粋・・・・・・・・ 9
 - （「事前評価の拡充」関係）
 - ・ 政策評価法における事後評価及び事前評価の枠組・・・・・・・・・・ 12
 - ・ 租税特別措置関係資料・・・・・・・・・・ 13
 - ・ 規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析関係資料・・・・ 16
- 「行政評価局調査」機能
 - ・ 業務の流れの実例（「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」）・・・・ 17
 - ・ 行政評価・監視における標準的な調査の例・・・・・・・・・・ 18
 - ・ 行政評価・監視における機動的な調査の例・・・・・・・・・・ 19
 - ・ 政策評価法に基づく評価（統一性・総合性確保評価）の例・・・・・・・・ 20
- 行政相談機能
 - ・ 行政相談委員制度の在り方の見直しについて・・・・・・・・・・ 21
 - ・ 行政苦情救済推進会議関係資料・・・・・・・・・・ 28
- 独立行政法人評価機能
 - ・ 独立行政法人一覧・・・・・・・・・・ 33
 - ・ 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会について・・・・ 34
 - ・ 独立行政法人の抜本的見直し関係資料・・・・・・・・・・ 35

行政評価局が立案し、運用している法令等

政策評価法

政策評価の目的や基本的な在り方、各府省や総務省が行う評価の枠組み、国会への報告など政策評価制度の基本について定める。

(法9条等による委任)

(法5条による委任)

政策評価法施行令

事前評価の義務付けの対象政策（研究開発、公共事業、ODA、規制）などについて定める。

政策評価に関する基本方針

(閣議決定)

政策評価の基本的な3方式や必要性等の観点の考え方、政策評価と予算・決算の連携強化、内閣の重要政策を踏まえた評価の推進などについて定める。

規制の事前評価の実施に関するガイドライン

(政策評価各府省連絡会議了承)

- 法施行令で義務付けられた規制の事前評価において備えるべき内容や手順についての標準的な指針。
- 分析対象期間の設定や費用・便益の定量化などについて定める。

政策評価の実施に関するガイドライン

(政策評価各府省連絡会議了承)

- 基本方針を具体化した政策評価の標準的な指針。
- 各府省における政策の体系化、評価の3方式の具体的内容、評価手法のポイントなどについて定める。

各府省が行う政策評価の推進（概念図）

○ 政策評価に関する基本的事項の「企画立案」 （総務省設置法4条16号）

政策評価に関する法令の企画・立案

[事前評価の拡充]

上記に基づく、各府省における政策評価の推進の枠組策定
[情報公開の推進、成果志向の目標設定の推進、事前評価の拡充]

○ 各府省が行う政策評価の「推進」、「点検」 （総務省設置法4条16・17号・政策評価法3・4・12条）

① 政策評価結果の予算要求等への反映状況取りまとめ

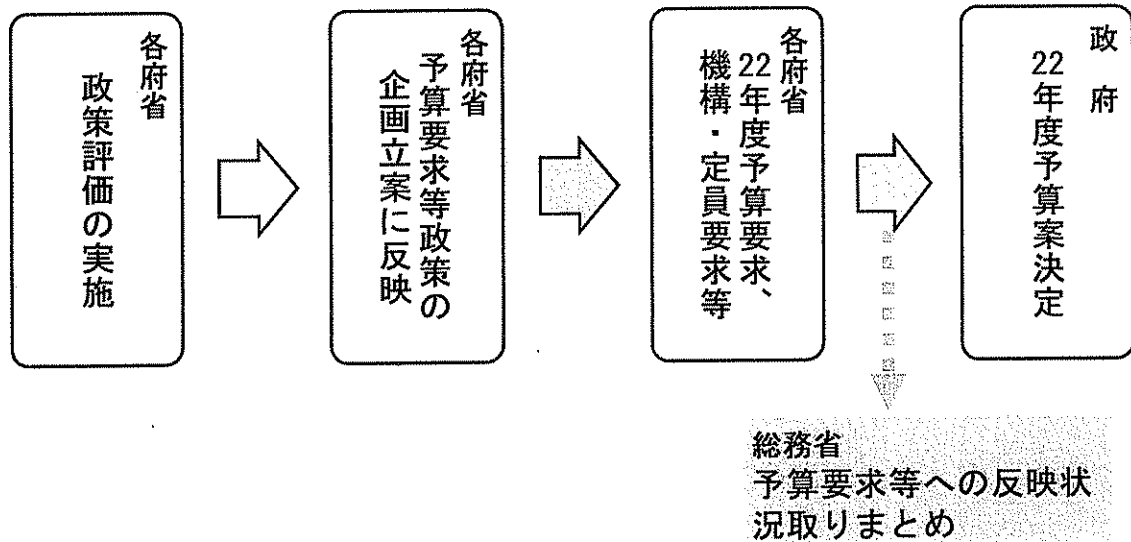
② 重要政策に関する政策評価の推進

③ 各府省が行った政策評価の点検

[チェックの重点化、現地調査機能の活用]

政策評価結果の平成22年度予算要求等への反映状況

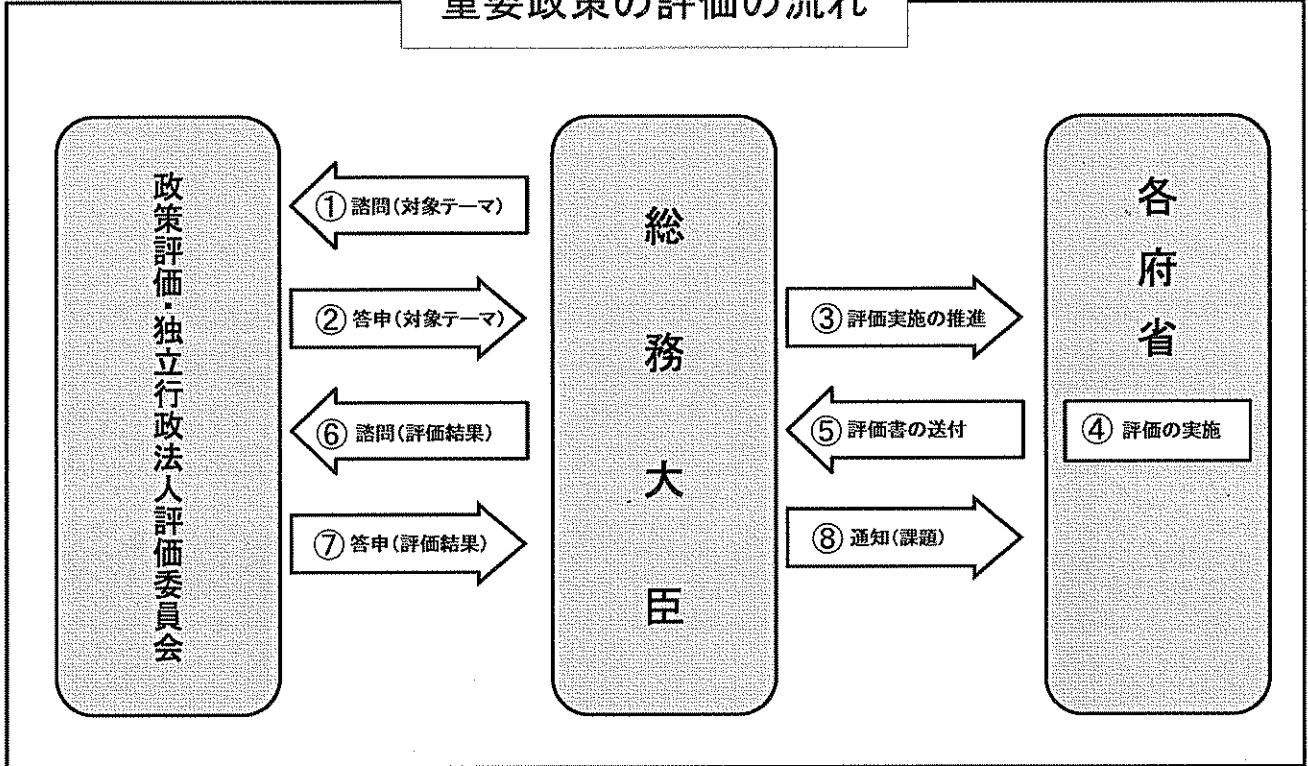
本件は、平成22年度予算要求等に際して各府省が実施した政策評価について、予算要求等への反映状況を取りまとめたものである。



取りまとめのポイント

- ◎ 評価件数762件(21年4月～)のうち、予算要求に反映673件(88.3%)、機構・定員要求に反映189件(24.8%)
- ◎ 今回取りまとめにおいては、予算の効率化の視点を重視し、政策評価結果の反映による予算要求の縮減額を明示
約998億円
- ◎ 平成20年度予算以降、予算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位を対応させて評価を実施

重要政策の評価の流れ



医師確保対策

《政策課題を巡る状況》

- 医師不足問題が顕在化し、政府は、平成20年度以降、医学部定員を増員
- 医師は、政府が医学部定員により総数をコントロールする一方、自由開業のため地域間・診療科間に偏在

- 医師数(平成18年) 27.7万人
- 医学部定員(平成21年度)8,486人
- 地域別医師数(10万人当たり)
東京都区中央部1,173人
宮城県黒川70人

厚生労働省・文部科学省の評価(主なもの)	政独委の認識した現状と課題
<p>医師数の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域・診療科別の必要医師数は、医療機関の配置や地理的条件の地域格差が大きく、推計は困難 ●「医師配置標準」と医師不足は直接には関係ない。標準医師数を充足する医療機関は8割であり、他は医師確保が困難な状況 「医師配置標準」: 一般外来患者40人に医師1人 入院患者16人に医師1人 	<p>医師不足の実態が未把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域別・診療科別の医師不足の実態がデータとしてつかめていないことが、医師不足問題を深刻化 ■医療機関の8割で医師数が充足している一方、医師は長時間勤務の実態(平均週61時間労働)
<p>医師の偏在の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師の偏在を是正のために様々な施策を実施今後、効果を検証 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務環境の改善 ・女性医師への支援 ・臨床研修制度の見直し等 ●医学部の地域枠(地元高校生等の入学枠)は、医師の地域定着に一定の効果 医学部卒業生の地元定着率 (全国平均)49% (地域枠) 札幌医大93% 滋賀医大76% 	<p>医師の総数が増えても、偏在が是正されるかどうかは不透明</p> <p>様々な施策が議じ始められている段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ■医師の偏在を是正する政策の全体的な枠組みが不明確 ■「地域枠」以外のほとんどの施策は、効果の推論にとどまる状況
	<p>施策の効果検証を通じた施策全体の枠組み構築と個別施策の目標設定が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師の選択(地域、診療科、医療機関、勤務・開業)の変化に着目した効果測定 ●受診の適正化に関する地域の取組についてのベストプラクティスの普及や医療機関の役割分担と機能の集約化による効果の検証 ●医師のサポート体制の強化による勤務医の負担軽減効果にも留意 <p>良質かつ適切な医療の提供と患者の権利利益の擁護のため、医療情報の的確な提供が必要</p>

各府省が行った評価の点検の状況（平成21年の例）

区分	事前評価		事後評価		合計		やり方点検	内容点検	
	府省数	件数	府省数	件数	府省数	件数			
一般政策	実績評価方式		15	268	15	268	○	○	
	事業評価方式	8	305	7	205	9	510	○	○
	総合評価方式	—	—	9	102	9	102	○	○
	小計	8	305	16	575	16	880		
義務付け4分野政策	研究開発	7	202	6	522	7	724	○	×
	公共事業	5	971	4	4,214	5	5,185	○	○
	政府開発援助	1	49	1	17	1	66	○	×
	規制	11	89	1	38	11	127	○	×
	小計	13	1,311	7	4,791	13	6,102		
合計	14	1,616	16	5,366	16	6,982			

- (注) 1 平成21年中に各府省から総務省に送付され点検を行った評価書の件数である。
 2 府省ごとに重複した評価方式等により評価が実施されている場合があるため、府省数の計は一致しない。
 3 「一般政策」とは、義務付け4分野政策以外の政策である。
 4 「義務付け4分野政策」とは、事前評価が義務付けられている「公共事業、研究開発、政府開発援助及び規制」である。

【やり方点検】目標が数値化等により具体化されているかなど、評価に求められる要件を満たしているかどうかの点検

【内容点検】評価結果を導く理論が明確であるかなど、評価の内容が妥当なものとなっているかどうかの点検

【実績評価方式】各府省の主要な政策を対象として、あらかじめ政策効果に着目した達成目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間の終了時点で最終的な実績を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

【事業評価方式】個々の事務事業を対象として、期待される政策効果やそれらに要する費用を推計・測定し、費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価し、必要に応じ事後の時点で検証する方式

【総合評価方式】政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を分析し政策に係る問題点を把握し原因分析を行うなど総合的に評価する方式

内容点検の例①

忠別ダム [水道水源開発施設整備事業] (北海道) [厚生労働省]

(事業概要) 旭川市に水道水を供給する事業(補助事業)
 (事業費) 1,630億円(うち水道事業分92億円)
 (事業期間) 昭和59年度～平成18年度

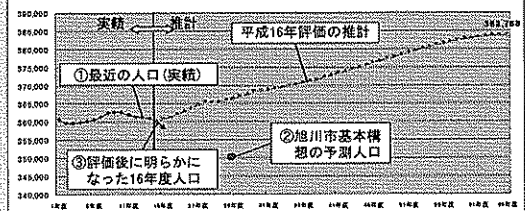
【評価の概要(平成16年度)】

- 旭川市の人口が、平成15年度の約36万人から、平成65年までに2万3,800人(6.6%)増加すると推計し、「将来的に水不足が予想される」とした旭川市の評価結果を受けて事業を「継続」と評価
- $B/C=3.42$ (便益:約306億円、費用:約90億円)

【総務省の疑問点】

評価の人口推計は過大ではないか。

- ① 最近の人口動向(5年間で3,348人減)
- ② 旭川市基本構想(平成17年9月)の予測人口(今後10年間で約1万人減)
- ③ 評価後に明らかになった平成16年度人口(1年間で約1,200人減)
- ④ 国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成42年度に29万3,500人)



【厚生労働省の回答】 旭川市に再推計を求め、改めて評価を行う。

【やり直し後の評価の概要(平成18年度)】

- 平成16年度評価時:38万3,768人(平成65年度) → 平成18年度やり直し後:31万3,009人(平成41年度)
- 関連施設(浄水施設、導水施設、送水施設、配水施設)の規模見直しの結果、約42.5億円の事業費削減

内容点検の例②

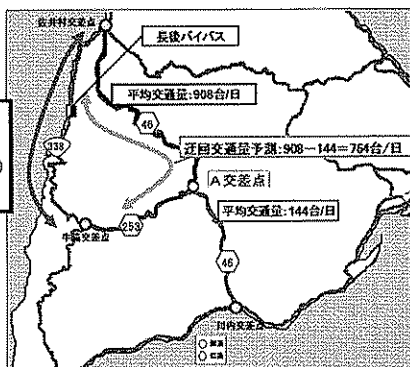
一般国道338号 長後バイパス (青森県) [国土交通省]

(事業概要) 道路の幅員狭小、線形不良、急勾配の隘路区間の解消、延長2.6kmの2車線道路の整備(補助事業)
 (事業費) 32億円
 (事業期間) 平成元年度～平成22年度

【評価の概要(平成17年度)】

- 佐井村交差点と牛滝交差点の間を往来する際、国道338号の幅員が狭小等であるため、佐井村交差点からA交差点(県道46号)を経てA交差点から牛滝交差点(県道253号)を経由する経路への迂回交通量を764台/日(=908-144)と推計

※ 佐井村交差点を県道46号に進んだ交通量のうち、A交差点で川内交差点に向かうものの残りを迂回交通量と推計



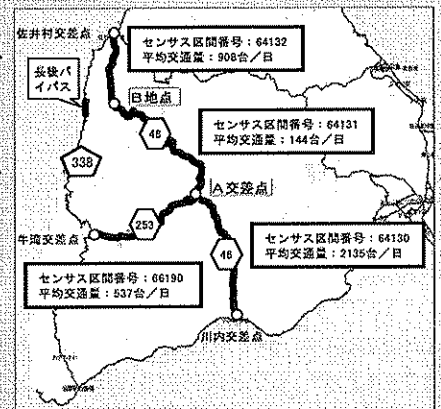
$B/C=1.08$ (便益:約39億円、費用:約36億円)

【総務省の疑問点】

道路交通センサスを見ると、県道46号の交通量は、

- ① B地点からA交差点までの区間は、144台/日
- ② A交差点から川内交差点までの区間は、2135台/日である。

これを迂回交通量を推計する算式に単純に当てはめてみると、迂回交通量は-1991台/日(=144-2135)となり、転換交通量は見込めないのではないか。



【国土交通省の回答】

転換交通量の予測に用いたセンサスの区間に誤りがあったため、青森県が改めて評価を行う。

【やり直し後の評価の概要(平成18年度)】

- 当初想定の県道46号からの迂回交通量(764台/日)を、計画交通量の算定の基礎から除外
- 設計条件見直しや工法変更等により、約4億円の事業費削減

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」

(骨子案)

- 公表の目的
- 公表すべき情報の種類、内容及び範囲
- 公表の方法
- 国及び公共の安全を害する情報、個人のプライバシー、企業秘密に関する情報の取扱い
- 公表期間、保存期間
- 公表の手段
- 外部検証に関する意見・要望・苦情への措置
- 総務省によるフォローアップ

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）抄

（評価書の作成等）

第10条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 政策評価の対象とした政策
- 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 三 政策評価の観点
- 四 政策効果の把握の手法及びその結果
- 五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- 七 政策評価の結果

○「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）抄

I 政策評価に関する基本計画の指針

8 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

ア 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

○「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）抄

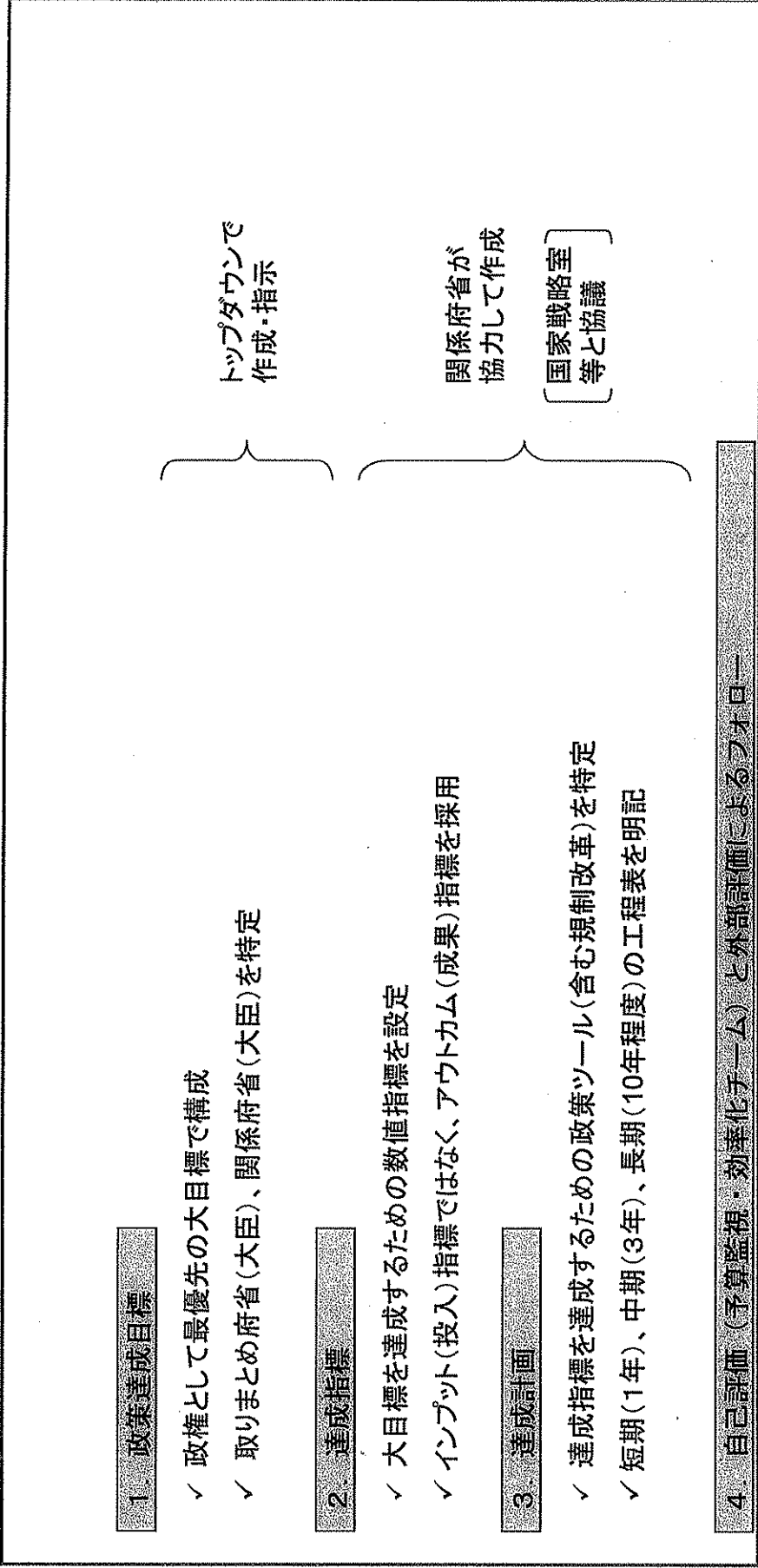
5 評価書・要旨の作成

(1) 評価書・要旨の役割分担

評価書については、法定記載事項を明確に記載し、評価結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることに留意するものとする。

ウ 外部からの検証可能性を確保するため、政策評価の基礎となるデータなど評価に関する情報について、入手しやすさに配慮した形で公表する。

〈政策達成目標明示制度〉



重要政策に関して国民に対して説明責任を果たすとともに、政策実行の透明性向上させ、より少ない予算で、より高い目標の達成を図る。

予算編成等の在り方の改革について（抄）

平成 21 年 10 月 23 日
閣 議 決 定

4. 政策達成目標明示制度の導入

政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入する。

政策達成目標明示制度においては、以下のような取組を行うこととし、平成 22 年度は試行期間と位置付ける。詳細については、年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- (1) 政府として、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。政策達成目標においては、あらかじめ定めた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示する。
- (2) 政策達成目標については、その達成度をできるだけ客観的に検証することのできるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを実現する道筋を示した「達成計画」を定める。
- (3) 政策達成目標、達成指標、達成計画を説明する文書については、政府として統一的なフォーマットを定める。これに基づき、政策達成目標の達成状況について、達成指標に照らして事後評価を行い、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証する。

政策の評価・検証については、政策を担当する府省が自ら行うことに加え、外部による検証を充実させる。

【第4の柱】政策達成目標明示制度の導入により、国民に対する成果を重視

22年度予算から実施

① マニフェストの実施を前提として、より具体的に何を實現するか、政府として最優先の目標を厳選した「政策達成目標」を定める。この中で、あらかじめ定められた期間内に、国民のために達成する成果(アウトカム)を具体的に明示する。

② 「政策達成目標」については、その達成度をできるだけ客観的に検証することのできるよう、「達成指標」を定めるとともに、それを實現する道筋を示した「達成計画」を定める。

③ 達成状況について、事後的に政策評価を行うことを通じて、予算が効果的・効率的に使われたかどうかを検証するために、目標や成果を説明する文書について政府として統一的なフォーマットを定める。

④ 平成22年度は、こうした「政策達成目標明示制度」の試行期間と位置づけ、年度開始までにさらに詳細を詰める。

23年度予算以降から実施

① 平成23年度予算編成から、「政策達成目標明示制度」を本格的に導入する。

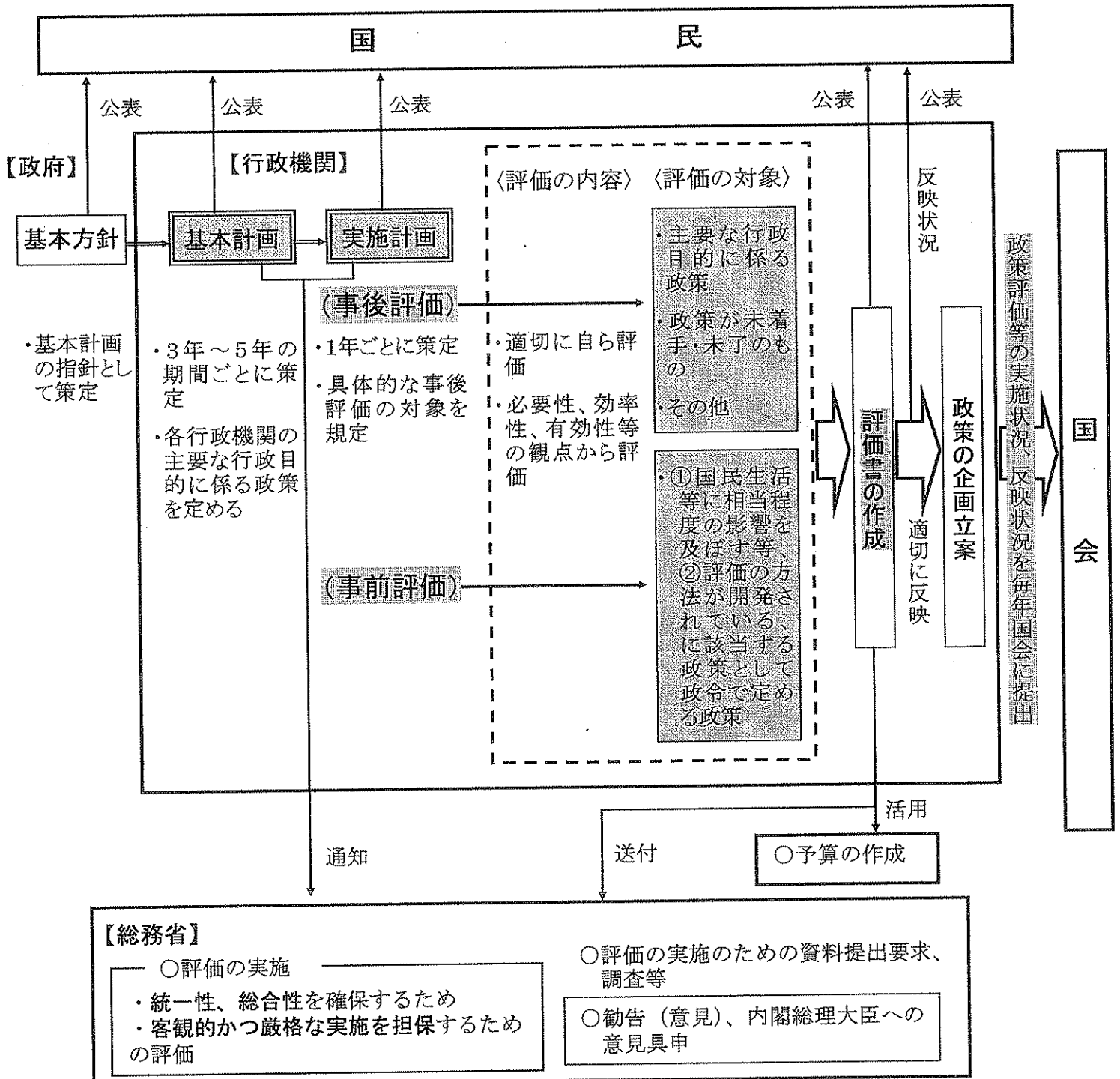
② 同年度からの複数年度予算の導入とも併せ、各省は、中期財政フレームと整合的な、中期的な「政策達成目標」及び「達成計画」を定める。これに基づき、内閣及び各省の戦略計画を策定する。

③ 「達成指標」の定め方については、平成22年度の試行を踏まえ、さらに改善を図る。

④ あわせて、政策評価を活用した予算の効率化を進めるため、英国のように財政当局が評価や予算執行をチエックすることを含め、政策評価のあり方や体制についてさらに抜本的な検討を行う。その際、政策評価に関する民間のノウハウも積極的に活用していく。

政策評価法における事後評価及び事前評価の枠組

- 事後評価は、各府省が策定する基本計画（3年～5年の期間ごとに作成）において評価対象政策を位置付け、1年ごとに策定する実施計画に基づき評価を実施
- 事前評価は、政令で定める政策（※）について評価を実施
（※）現在は、①研究開発、②公共事業、③ODA、④規制 が対象



平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）
（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）

第 2 章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

(1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等に関する基本方針」を定めました（別紙 1、2 参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で 241 項目、地方税で 286 項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成 22 年度税制改正から始まる今後 4 年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成 22 年度税制改正では、平成 21 年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で 82 項目、地方税で 90 項目の見直しを行いました。この結果として、国税で 41 項目、地方税で 57 項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

昨年の通常国会に提出された「租特透明化法案」
における政策評価に関する主な規定の内容

「租税特別措置を手段とする政策」について、
以下の事項を規定。

○事後評価の実施

○事前評価の実施

○正当性の検証の実施

※補助金交付等との関係に留意

○正当性の検証結果の評価書への記載

検証結果の反映状況等の政策評価年次報告書へ
の記載

○財務大臣から総務大臣への適用の実態に関する
情報の提供

「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案」について

目的

租税特別措置について、その適用状況を透明化するとともに適切な見直しを推進し、国民が納得できる公平で透明な税制の確立に寄与する。

対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の政策目的の実現のために設けられたものとする。

適用実態調査の実施等

- (1) 法人税関係特別措置（減収効果のあるもの）の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならない（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用）。
- (2) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を調査する。
- (3) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用できるほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

報告書の作成と国会への提出等

- (1) 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成。内閣は、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。
- (2) 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができる。

法律案の施行日

平成22年4月1日

○規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析

政策評価法施行令（抄）

平成13年政令第323号
最終改正 平成20年政令第259号

（法第9条で定める政策）

第3条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第二条第一項第二号に掲げる機関にあっては内閣総理大臣、同項第四号に掲げる機関にあっては総務大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。

一～五 略

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策

規制の事前評価の実施に関するガイドライン（抄）

平成19年8月24日
政策評価各府省連絡会議了承

II 評価の方法

3 分析及び評価の内容

(2) 費用及び便益の分析

イ 費用要素の区分

(i) ③ その他の社会的費用

広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼすことが明らかな場合には、その影響を考慮する。

4 その他留意すべき事項

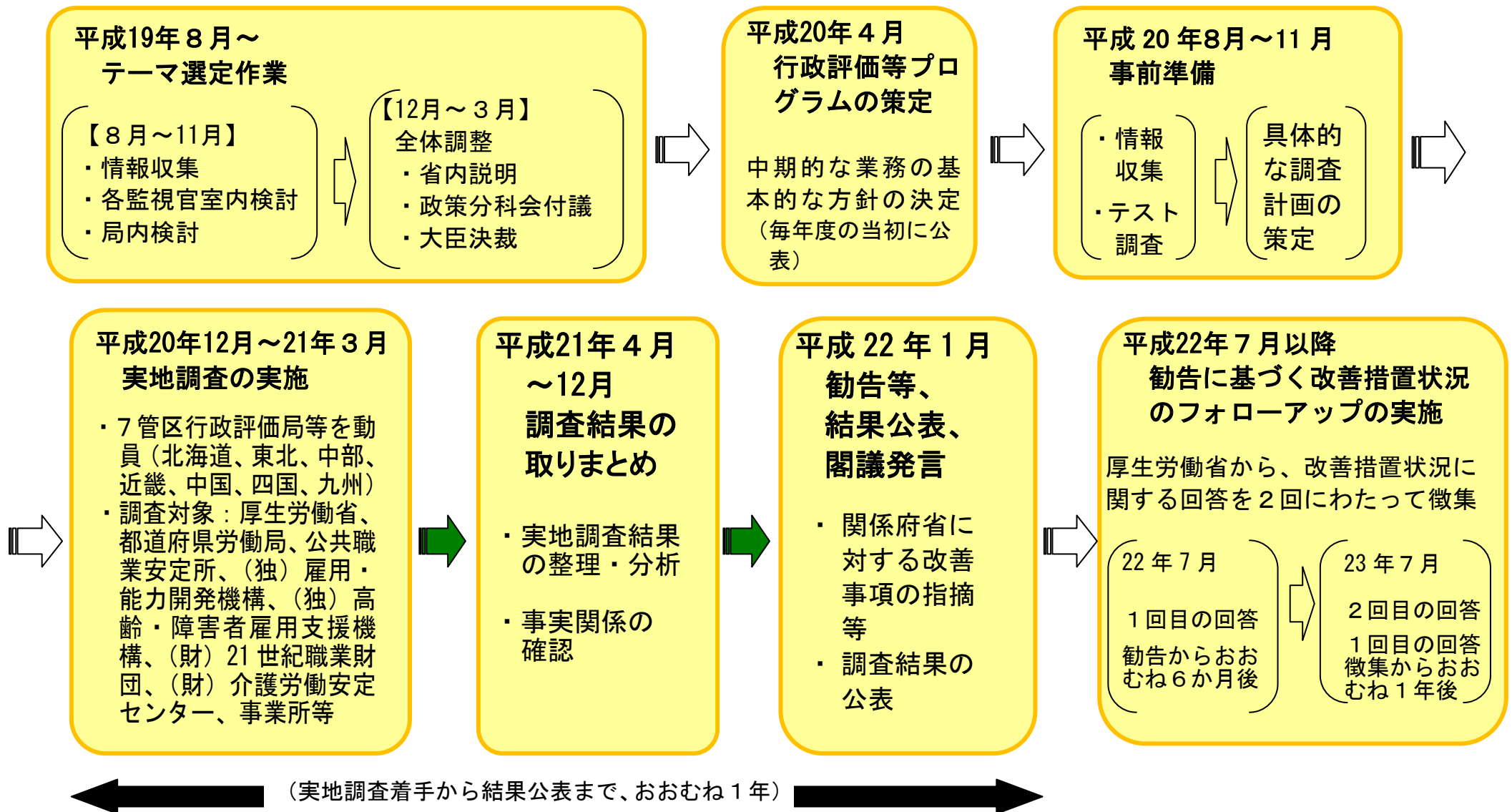
(3) 分析内容の充実

規制の質の向上を図るという観点から、各行政機関は規制の特性等に応じ、分析の多角化など内容の充実を図っていくことが重要である。

特に、諸外国においては、競争状況への影響が大きい規制について、その影響の分析を規制の事前評価の中で実施している事例がある。こうしたことを踏まえ、競争状況への影響の把握・分析等の方法について、その普及・定着を図るための関係行政機関による連絡会議を設け、公正取引委員会の協力を得て、取組を推進する。

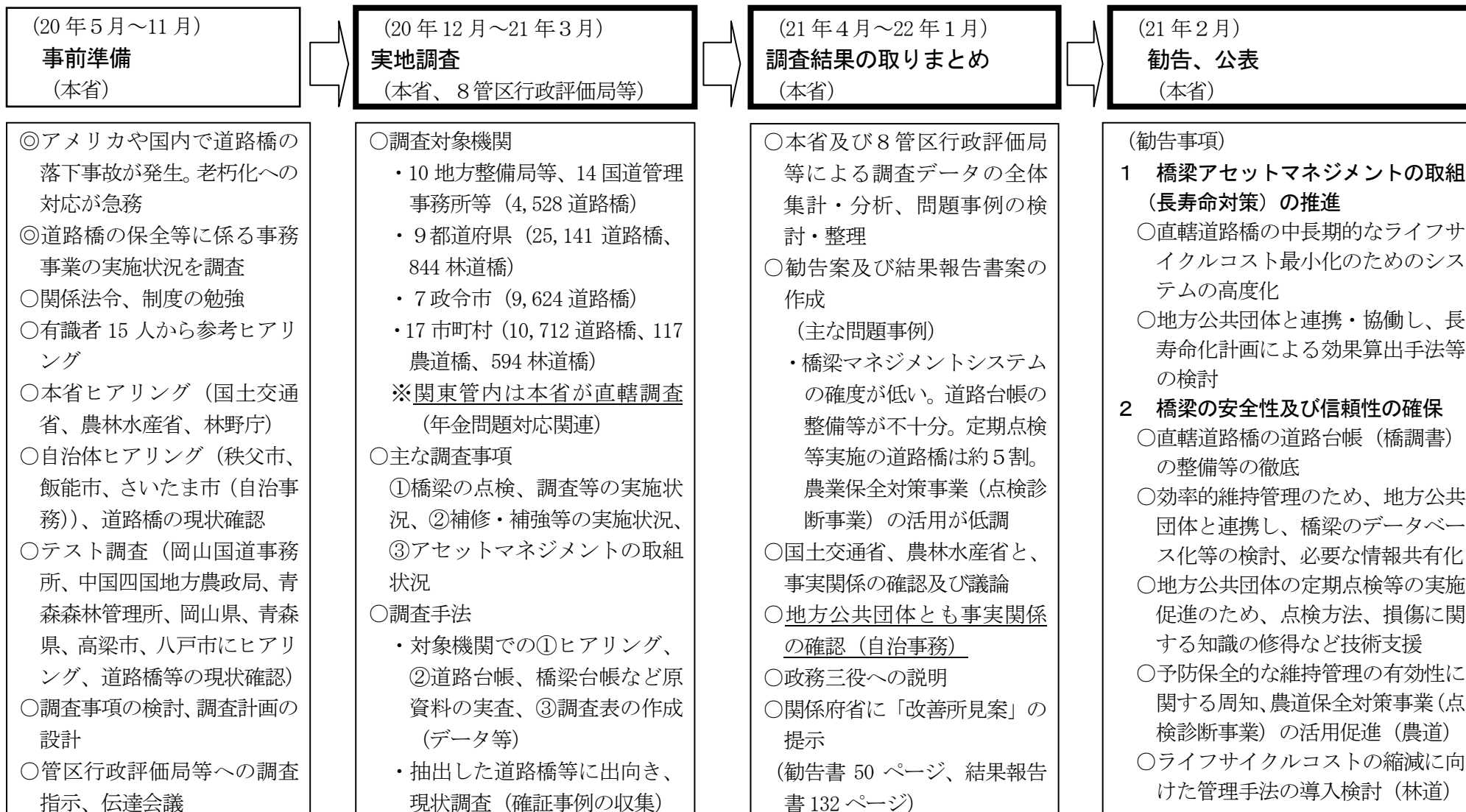
行政評価局調査の具体例 「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」（平成22年1月勧告）

標準的な行政評価局調査

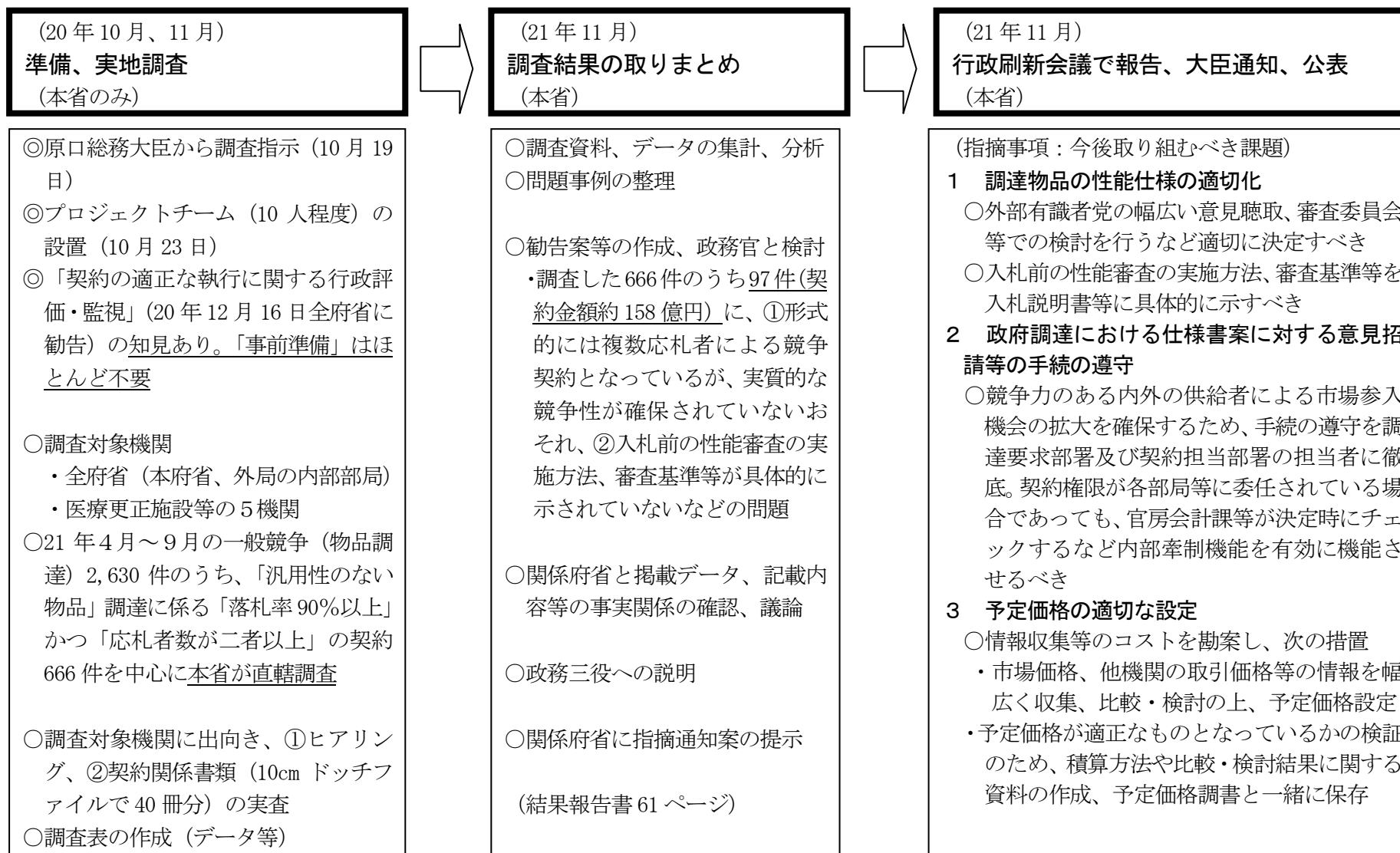


(標準的な調査の例)

「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—道路橋の保全等を中心として—」(平成22年2月5日勧告)の流れ



「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－」
(原口総務大臣指示。平成 21 年 11 月 30 日行政刷新会議に報告、全府省に通知) の流れ



(統一性・総合性確保評価の実例)

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（平成21年6月26日勧告）の流れ

政策の評価の主な手順	政策の評価の事例（世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価）
<p>【政策効果の把握】（政策評価法12条3項）</p> <p>○ 複数府省にまたがる政策についての政府全体としての統一性や総合性の確保のための政策の評価（統一性・総合性確保評価）においては、その対象とする政策について、その<u>政策効果を把握し、これを基礎として行うこととされている。</u></p>	<p>○ 「低公害車導入のインセンティブ付与による、民間需要の誘発→生産量増→価格低下→需要増という好循環」という効果が発現しているか。</p> <p>○ 達成目標：平成22年度までに低公害車を1000万台以上普及（計測すべき指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の保有台数、自動車排気ガス規制等の推移、導入費補助の実績等（把握の手法） ・4省、452事業者、47都道府県、72市町村、5メーカー、98ディーラー等を調査 ・自動車保有台数等各種統計データ、事業者・メーカー・ディーラー等からの低公害車の購入・製造・販売等理由の聴取等、個人(4,000人)からのアンケート調査等
<p>【評価の観点】（政策評価法12条3項）</p> <p>○ 政策効果を基礎として、<u>必要性、効率性又は有効性等の観点から、評価を行う。</u></p>	<p>○ 「より少ない財政負担で、民間活力を最大限引き出す」などの政策効果が発現しているか。</p>
<p>【評価の結果】</p> <p>① 政策効果の発現状況</p> <p>② 政策目標の達成状況</p> <p>③ 財政負担と効果の関係</p>	<p>① <u>低公害車普及によりCO₂、NO_x・PMの排出量等の削減に一定の効果。</u>また、諸外国に先行する厳しい排ガス規制等により、低公害車の開発・実用化が促進。</p> <p>② <u>「低公害車を1000万台以上普及」という目標は達成済み。</u>しかし、この達成は既存ガソリン車（低燃費かつ低排出ガス認定車）によるもの。今後、当該車のCO₂、NO_x・PMの削減量は技術的に限界。一方、他の低公害車等は、CO₂排出量等が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高いなどの課題。</p> <p>③ <u>政策目標及び実現手段は、低公害車等ごとの特性（長所と課題）、関連する技術開発の動向等を踏まえ、効果的かつ効率的で実効性のあるものとする必要がある。</u></p>
<p>【勧告】（政策評価法及び政策評価に関する基本方針）</p> <p>○ 政府として指向すべき一定の方向性に照らし、関係行政機関が具体的な措置を講ずる必要があると認める場合には、勧告を行う。</p>	<p>【勧告：平成21年6月】</p> <p>○ <u>低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。</u>その際には、低公害車等ごとの特性（長所と課題）等を踏まえ、事務・事業の重点的な実施等について検討すること、特に電気自動車等については、より効果的で実効性のある事務・事業とすること。</p>

「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」について

平成 21 年 7 月
総務省行政評価局

1. 行政相談委員について

<行政相談委員とは>

行政相談委員は、行政相談委員法(昭和 41 年 6 月 30 日法律第 99 号)に基づき、国民の行政に関する苦情の解決の促進を図り、もって行政の民主的な運営に寄与することを目的とし、行政に対する苦情、意見・要望等を受け付け、解決の促進を図るものとして、総務大臣から委嘱された民間のボランティアであり、全市町村に 1 人以上、全国で約 5,000 人が配置されている。

<行政相談委員の活動>

- ・昭和 40 年代半ば以降、毎年 10 万件を超える苦情等を受付
- ・地域において、様々な方法で苦情等を受付（定例相談所、巡回相談、地域団体との懇談会、公共の場所で関係行政機関等と共同で開設する総合行政相談所等）
- ・大規模災害の被災地等で開催する特別行政相談所での相談活動
- ・行政相談委員が受け付けた苦情等を契機とする、国の行政機関等の制度・運営の改善（例：建築計画概要書の閲覧制度の見直し（平成 19 年）など）
- ・我が国において、諸外国におけるオンブズマン制度と同様の機能の一翼を担っているとの評価

<行政相談委員の特質>

◎ 気軽に信頼のおける地域の相談役

- －①住民に身近な存在、②民間有識者として第三者的立場、③簡易・迅速な方法で苦情解決を促進

◎ 国の業務、地方公共団体の業務、民間・民事部門に関するもののいずれであるかを問わず、様々な苦情を受付（総合相談的機能）

- －特に、地域においては国の行政について分野を問わず全般にわたって扱うことができる唯一の存在

◎ 行政機関等から離れた第三者的立場

- 一①関係行政機関等の措置に納得できない場合、②直接関係行政機関等に苦情を申し出にくい場合、③複数の関係行政機関等の調整が必要な場合、④どこに申し出たらよいかわからない場合などにも有効

◎ 地域的心声を国政に反映させる役割

- 一総務省の機能（行政相談、行政評価・監視）・行政苦情救済推進会議との連携、総務大臣への意見陳述制度の活用により、行政の制度・運営も含めた全国的な改善に貢献

2. 今回の行政相談委員制度の在り方の見直し

行政相談委員制度については、法制定以降制度的な見直しは一切行われておらず、この間の時代の変化等を踏まえ、初めてとなる全般的、抜本的な見直しを行うため、研究会を開催したもの。

本研究会は、行政評価局長の研究会として、平成20年12月以来7回開催。平成21年7月8日報告書を公表。

3. 行政相談委員制度の在り方の見直しの趣旨と必要性

- ・ 行政相談委員制度は、この40数年間に、地域住民にとって、いわばセーフティネットの一つとしての機能を果たすものとして定着している。
- ・ 地域社会においては、急速な少子高齢化、コミュニティの希薄化等が進展し、住民の間の様々な支え合いが薄れる中で、安全・安心にかかわる問題が頻発している。また、年金記録問題など、行政が国民の日常生活等に密接にかかわる不安・不満の払拭に的確かつ臨機に対応できないことにより、行政への不信が高まるといふ状況も生じている。
- ・ このような中で、地域住民が抱える苦情、意見・要望等は、広範、膨大かつ多様なものとなっている。
- ・ このため、行政相談委員制度や行政相談委員の活動もこのような変化に適切に対応したものとしていく必要がある。
- ・ また、地域において、住民からの苦情等の受付・処理を行う機関等も広範・多様なものとなっている。
- ・ このようなことから、行政相談委員が、地域社会を取り巻く今日の状況の下で、地域におけるさまざまな相談機関・団体と連携を強化して、その特質を生かして

苦情等の解決に当たることが、地域住民の福祉の向上にとって必要不可欠である。

これを踏まえ、

- ・ 関係機関等と行政相談委員との連携・協力
- ・ 行政相談委員が受け付けた苦情等の処理
- ・ 行政相談委員の活動全般

について、制度的な在り方の見直しを行う必要があることを提言。

4. 制度、仕組み等の在り方の具体的検討と今後の方向

(1) 地方公共団体、各種相談機関・委員等との連携・協力

- ・ 行政相談委員と地方公共団体その他関係機関等との関係については、地域の実情等に応じて一定の定型的な活動（定例相談所の開設、毎年定期的に行う合同相談所の開設等）等に係る連携・協力関係が定着している。
- ・ 他方、行政相談委員が、今日の地域における広範かつ多様な苦情、意見・要望等を効果的に把握するためには、地域の状況、ニーズに適した活動を市町村、関係機関等との連携・協力のもとに行うことが重要であるが、定型性を越えた連携・協力関係の構築は、地域によって程度の差異が生じている状況である。
（法的根拠のない業務に係る連携・協力関係の不安定さが徐々に顕在化）
- ・ 制度的に見ると、
 - ✓ 地方公共団体等との連携・協力関係を法律に位置づけた例（平成10年の保護司法改正、平成16年の総合法律支援法等）が見られる
 - ✓ また、地方分権改革（平成12年）において、国と地方の対等な協力を基本とした国・地方公共団体関係のルール化などの流れがあるところである。
- ・ 行政相談委員法には、行政相談委員と関係機関等との連携・協力関係が規定されていないが、上記を踏まえ、関係機関等との連携・協力関係の安定を図るため、関連諸制度との均衡も踏まえ、以下の制度的検討等が必要である。

① 行政相談委員と各種相談機関・委員等との連携・協力

地域における各種相談機関・委員等との連携・協力関係を安定的で有効なものとするため、法制的な位置付けの検討が必要。

② 行政相談委員と地方公共団体との連携・協力

ア) 行政相談委員の活動に関する地方公共団体との連携・協力

地方公共団体との協力関係を制度的に位置づけ、安定したものとするため、法制的な規定を設ける方向で検討することが考えられる。(その場合、「協力の義務付け」ではなく、「協力できる」という趣旨の規定が適切と考えられる。)

イ) 行政相談委員の委嘱における市町村による候補者の推薦

行政相談委員候補者の選考に当たり、現在、運用上実施されている市町村からの推薦に関し、法制的な規定を設ける方向で検討することが考えられる。(規定振りについては、地方分権改革の趣旨を踏まえて検討する必要がある。)

ウ) 行政相談委員と市町村の苦情相談員等との兼務

市町村の苦情相談員等の兼務が事案処理能力の向上等に効果的であることから、運用上、行政相談委員の選考手続を工夫することにより、兼務を推進していくことが考えられる。

(2) 行政相談委員が受け付ける苦情等の処理等

国民の権利意識の高まりとそれを踏まえた行政不服審査制度等の見直し状況等を踏まえ、国民の権利利益の救済を安定的に行えるものとなるよう見直しが必要である。

① 国の行政機関等の業務に関する苦情等

ア) 行政相談委員の「通知」に対する関係行政機関等の回答義務

行政相談委員が関係行政機関等に対して行う「通知」に対し、必要な回答が得られない状況は、申出人の権利利益の保護等にかかわる問題であり、改善が必要であることから、関係行政機関等に対して「回答」を求めることについて制度的に位置づけることは意義がある。

イ) 行政苦情救済推進会議の制度化

行政制度及び行政運営の基本に係る苦情事案や多数の機関に関連する苦情事案等について、民間有識者からなる会議の意見を聴取することにより、的確かつ効果的な処理を行うことを目的として開催されている行政苦情救済

推進会議（懇談会等行政運営上の会合）について、法令上の審議会等としての位置付けを与えることが適当である。

ウ) 行政運営の改善についての総務大臣への意見陳述

管区行政評価局・行政評価事務所の支援、複数の者（あるいは行政相談委員団体）からの提報の奨励、年ごとの重点テーマの設定などの改善方策が考えられる。

② 地方公共団体の業務に関する苦情等

ア) 地方公共団体の法定受託事務に関する苦情等の扱い

地方公共団体の法定受託事務に関する苦情等は、総務省の行政相談の対象とされているものの、行政相談委員の所掌範囲とはされておらず、運用上、地方公共団体に「連絡」している。この解決促進を安定的な仕組みとして位置付けることは住民福祉の向上となること等を勘案し、行政相談委員の所掌範囲とする方向で検討することが考えられる。一方、地方分権改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体の意見を十分に聴きつつ、慎重に検討を行うことが必要である。

イ) 地方公共団体の自治事務に関する苦情等の扱い

現在、地方公共団体の自治事務に関する苦情等を受け付けた場合には、運用上、地方公共団体に「連絡」している。解決促進を安定的な仕組みとして位置付けることは住民福祉の向上となることから、この「連絡」を法的に位置付ける方向で検討することが考えられる。一方、地方分権改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体の意見を十分に聴きつつ、慎重に検討を行うことが必要である。

③ 民間部門（公的な性格を有する民間組織等）の業務に関する苦情等

一定範囲の公的な性格を有する民間組織等の業務に関する苦情等を取り扱うことについて、制度的な位置付けも含めて検討する必要がある。

④ 地域における総合的な相談機能の制度的な位置付けの在り方

地域において、行政相談委員が総合的な相談機能を発揮することについての制度的な位置づけについては、中長期的な検討課題。

(3) 行政相談委員が効果的な活動を行っていくための活動基盤

① 委嘱の期間

現在、2年とされている委嘱期間を延長する（再委嘱に係る期間のみを延長するとの選択肢もあり得る。）方向で検討することが必要。

② 活動（担当）区域、体制、人材の多様化

現在、市（特別区を含む。）町村とされている担当区域に関して、市町村を原則としつつ、広域の担当区域などを例外的に定め得るようになる方向で検討することが必要。また、現行体制（全国で約5,000人）の下で、人材の多様化を図ることを検討することが必要。

③ 行政相談委員団体の在り方

現在、法的に根拠を持たない任意団体である行政相談委員の団体について、地域における自主的な活動を行うとともに連携・協力の主体となるよう、最もふさわしい制度的な位置づけ（行政相談委員法における法定、法人格取得、その他）を検討することが必要。

④ 周知・広報、総務省（管区行政評価局・行政評価事務所）の支援

行政相談委員が一層効果的な活動を行っていくよう、

- ・地域における総合相談的機能の発揮について、積極的にPRする
- ・行政相談の意義や効果そのもの及び行政相談委員について、地域社会にPRするとともに、地域自治体における認知・理解を求める

等の取組の推進が必要。

5. 今後の見直しの進め方

本研究報告書を受け、今後は、以下のとおり見直しを進めていく。

- ・ 法制的な検討が必要な課題については、関係各方面の意見も聴きつつ、更に具体的な検討を行う。
- ・ 運用面の改善が必要な課題については、関係行政機関等の協力を得つつ、早急に措置を講じていく。

(別紙)

「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」の構成員

座長	なりた 成田	よりあき 頼明	横浜国立大学名誉教授、関東管区局行政苦情救済推進会議 委員
	いまがわ 今川	あきら 晃	同志社大学政策学部教授
	いよく 伊与久	よしこ 美子	元市川市役所総務部長、千葉県市川市担当行政相談委員
	さいとう 斎藤	まこと 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	しのざき 篠崎	ゆきこ 由紀子	(株)都市生活研究所代表取締役社長、関西経済同友会常任 幹事、総務省第29次地方制度調査会委員
	やまおか 山岡	ながとも 永知	日本大学名誉教授、東京都杉並区担当行政相談委員

(五十音順・敬称略)

行政苦情救済推進会議

1 概要

行政に関する苦情のうち、現行の行政制度や運用においては適切な解決が困難な事案について、高い識見を有する公平な第三者の国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な処理を推進する方策を検討するために、総務大臣が開催（別紙1 開催要領）するもので、この会議の意見を踏まえ関係行政機関等にあっせんするもの。

これにより、苦情を契機として、現行の枠組みを超えた制度的アプローチがシステム化され、行政相談の活性化にも資する。

なお、この会議は、第二次臨調最終答申（昭 58）において「行政相談制度の運用に当たり…民間有識者の意見を反映」（※）とされたことに応じたものであり、行政相談委員を含む行政相談、行政評価・監視機能とあいまって、日本型オンブズマンを構成するものと位置付けてきている。

（※）第二次臨調最終答申（昭 58）

「行政管理庁は、行政相談制度の運用に当たり、特に多数の行政機関に関連する事案等他の苦情相談制度では対応が困難な事案の処理を積極的に推進するとともに、その適切な運用のため民間有識者の意見を反映させる等の措置を講ずる」

2 開催状況等

- i 開催は、随時
- ii 実務ではこれまで年3回程度開催（昭和62年から平成21年6月までの間に78回開催）
- iii 事案の標準的な処理パターンとしては、次の①～③を契機として付議案件を抽出し、推進会議に付議
 - ①管区局等からの提案があった場合、
 - ②行政相談委員の意見があった場合、
 - ③本省の行政評価局スタッフが自ら相談案件のデータの中から取り上げる場合→ 通常、1案件について2、3回の審議で結論に至っている。
- iv これまでの実績としては、76件の改善方策について関係行政機関等にあっせん。

行政苦情救済推進会議開催要領

平成 14 年 1 月 31 日総評相第 7 号

改正 平成 19 年 9 月 21 日総評相第 1 5 6 号総務大臣決裁

1 目的

行政苦情救済推進会議（以下「会議」という。）は、行政相談制度の活性化に資する観点から、総務省に申し出られた行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な処理を推進することを目的として開催する。

2 構成

会議は、次に掲げる有識者により構成し、総務大臣が開催する。

- （座長）堀田 力 （さわやか福祉財団理事長、弁護士）
秋山 収 （元内閣法制局長官）
大森 彌 （東京大学名誉教授）
加賀美幸子 （千葉市女性センター名誉館長）
加藤 陸美 （（社）全国国民年金福祉協会連合会理事長、
元環境事務次官）
小早川光郎 （東京大学大学院法学政治学研究科教授）
谷 昇 （（社）全国行政相談委員連合協議会会長）

3 開催方法

必要に応じ随時開催する。

4 庶務

会議の庶務は、総務省行政評価局行政相談課において処理する。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん事案

障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

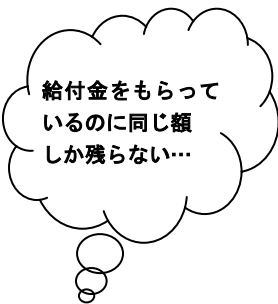
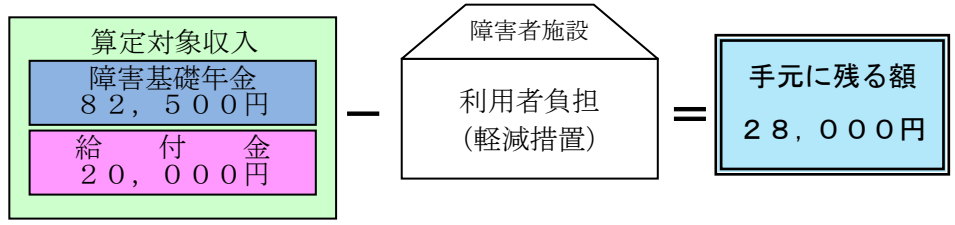
現 状

・心身障害者扶養共済制度は、保護者が掛金を納入し、自己の死亡後に給付金を支給することにより、心身障害者の生活安定を図ることを目的とするもの

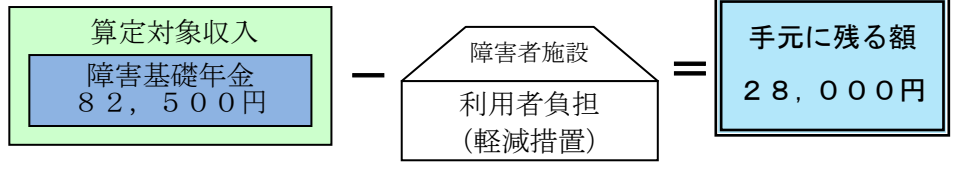
- ・障害者自立支援制度における利用者負担額の算定では、給付金は「収入」扱い
- ・市町村民税非課税世帯に対しては、利用者負担後に手元に残る額が障害基礎年金1級の受給者で28,000円となるよう、利用者負担の軽減措置
- ・この結果、給付金受給者の手元に給付金が残ることはなく、手元残額としては、給付金未受給者と変わらないという不合理な実態が発生
- ・このような状況では、共済制度加入のインセンティブを損ない、同制度の継続に障害

[障害基礎年金1級と給付金（1口2万円）が収入の場合]

<給付金1口受給者>



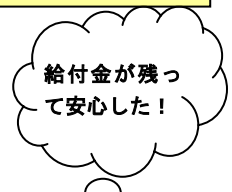
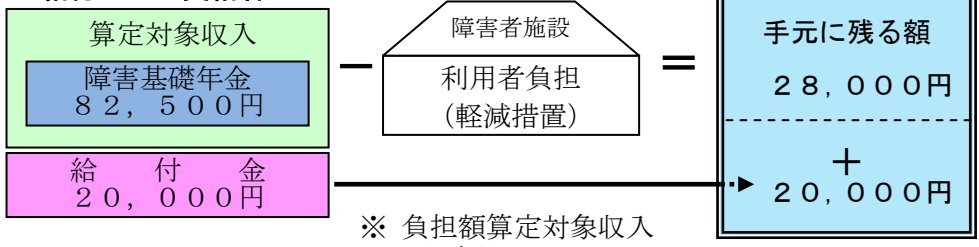
<給付金未受給者>



改善策 (平 20.11 あっせん)

障害者自立支援制度における給付金の取扱いについて、共済制度加入の目的効果が損なわれないよう、当該給付金の性格を踏まえて、現行の利用者負担の算定方法を見直すことが必要

<給付金1口受給者>



改善措置

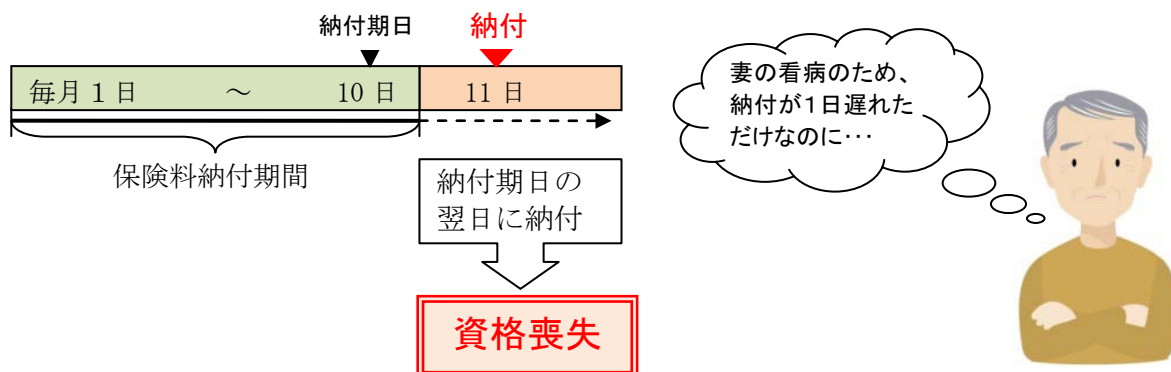
厚生労働省では、平成21年7月から心身障害者扶養共済制度の給付金を収入として認定しない扱いに改め、その旨を都道府県等に文書通知するとともに、利用者負担の認定に関するマニュアルを改定した。

健康保険の任意継続被保険者に係る保険料納付の改善

現 状

- ・保険料は毎月1日から10日までの間に納付
- ・納付期日までに納付しないときは、「正当な理由」ありとされる場合を除き、資格喪失

- 納付遅延に係る「正当な理由」については、「天災地変とスト等」と示されているのみ。また、各社会保険事務所の判断が同一事案に対し区々
- 納付期間の10日間は、土・日・祝祭日を含むなど、実質極めて短期
- 保険料納付において、他で広く普及している口座振替が導入されておらず



改善策 (平 20.8 あっせん)

- ☆ 社会保険庁は、以下の点について検討の上、所要の措置を講ずること
- ① 納付遅延に係る「正当な理由」について、客観的にみてやむを得ないものの整理と明確化
 - ② 保険料納付期間の見直し
 - ③ 納付期間開始前までの納付書の本人送達の徹底
 - ④ 口座振替の導入等納付方法の多様化



改善措置

全国健康保険協会では、平成20年10月、納付遅延に係る「正当な理由」について、被保険者の入院や家族の看護等についても認める取扱いとし各都道府県支部に文書通知するとともに、保険料の口座振替及びコンビニエンスストアでの24時間納付を開始した。

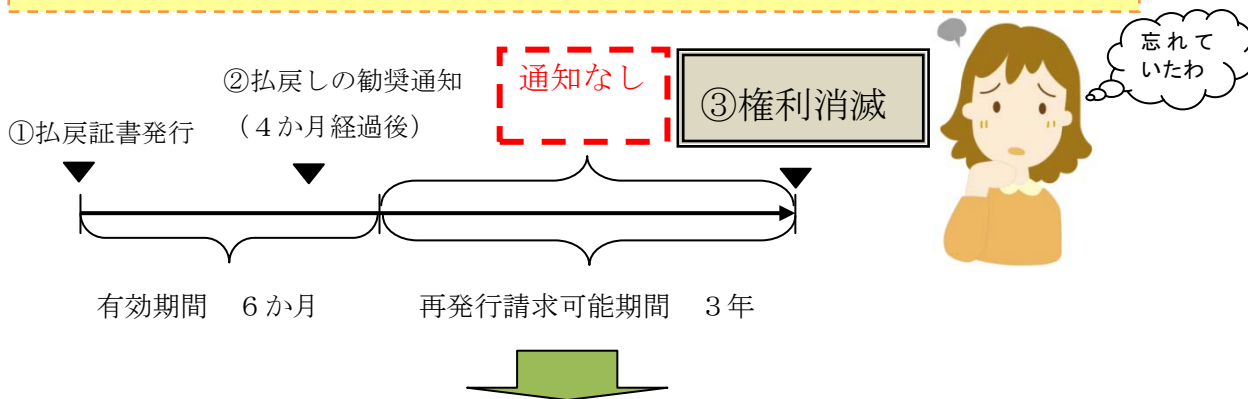
※平成20年10月から、政府管掌健康保健の保健者は全国健康保険協会に変更された。

郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止について － 預金者サービスの向上の推進 －

現 状

証書や通帳を紛失した郵便貯金を払い戻す場合、これらの代わりに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が払戻証書を発行

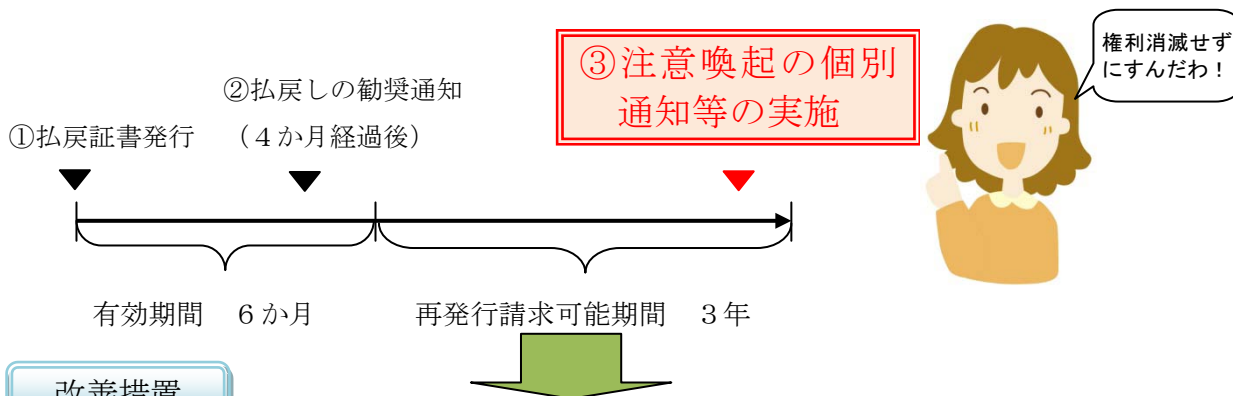
- 預金者の忘失等による払戻金に関する権利消滅の発生
 - 〔 払戻証書の有効期間（6か月）経過後3年間再交付請求がない場合、払戻証書に記載された貯金に関する預金者の権利は消滅
 - ・ 払戻金の権利消滅高 ⇒ H16年度：6.8億円、17年度：5.1億円、18年度：9億円
- 払戻金に関する権利消滅前において預金者に対する通知なし
- 機構実施の払戻証書の早期払戻しを呼びかける新聞広告等は預金者に知られておらず、注意喚起策としては不十分
(参考) 新聞広告を「確かに見た」：4.1% (平成20年4月機構実施の意向調査結果)



改善策 (平20.9あっせん)

払戻金に関する権利消滅前において預金者に対し個別に通知することを始め個々の預金者に対し有効な措置を講ずることについて検討することが必要

※ 預金者の忘失等による払戻金に関する権利消滅を防止するためには、払戻証書の有効期間経過後であっても3年間の再交付請求期間が設けられていることなどから、権利消滅の期間を延長するより、権利消滅前において預金者に対し通知等を実施することとする方が有効



改善措置

郵便貯金・簡易生命保険管理機構では、平成21年2月から、「払戻しをお勧めする通知」を送付後、権利消滅前になお払戻金の払戻し請求がない場合には、再度「払戻しをお勧めする通知」を送付するように取扱を改めた。

独立行政法人一覽(平成21年10月1日現在)

内閣府所管⁴

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

総務省所管⁴

- ☆ 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管²

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管⁴

- ☆ 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- ☆ 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管²³

- ☆ 国立特別支援教育総合研究所
- ☆ 大学入試センター
- ☆ 国立青少年教育振興機構
- ☆ 国立女性教育会館
- ☆ 国立科学博物館
- ☆ 物質・材料研究機構
- ☆ 防災科学技術研究所
- ☆ 放射線医学総合研究所
- ☆ 国立美術館
- ☆ 国立文化財機構
- ☆ 教員研修センター
- ☆ 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管¹⁴

- ☆ 国立健康・栄養研究所
- ☆ 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

農林水産省所管¹³

- ☆ 農林水産消費安全技術センター
- ☆ 種苗管理センター
- ☆ 家畜改良センター
- ☆ 水産大学校
- ☆ 農業・食品産業技術総合研究機構
- ☆ 農業生物資源研究所
- ☆ 農業環境技術研究所
- ☆ 国際農林水産業研究センター
- ☆ 森林総合研究所
- ☆ 水産総合研究センター
- ☆ 農畜産業振興機構
- ☆ 農業者年金基金
- ☆ 農林漁業信用基金

経済産業省所管¹¹

- ☆ 経済産業研究所
- ☆ 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- ☆ 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ☆ 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管²⁰

- ☆ 土木研究所
- ☆ 建築研究所
- ☆ 交通安全環境研究所
- ☆ 海上技術安全研究所
- ☆ 港湾空港技術研究所
- ☆ 電子航法研究所
- ☆ 航海訓練所
- ☆ 海技教育機構
- ☆ 航空大学校
- ☆ 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- ☆ 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管²

- ☆ 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管¹

- ☆ 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 98 法人

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

(注3) ☆印の法人は、平成22年度末に中期目標期間が終了するものうち、中期目標期間終了時の見直し対象となるもの(43法人)

なお、総務省所管の平和祈念事業特別基金は平成22年9月30日までに、厚生労働省所管の年金・健康保険福祉施設整理機構は平成22年9月30日に、それぞれ解散予定であるため☆印を付していない。

独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会について

【背景】

- 独立行政法人の不祥事等（平成19年5月緑資源機構の官製談合事件等）の発生
- 政策評価・独立行政法人評価委員会においても内部統制に係る取組についての評価を行うことが重要な視点

【目的】

- 民間企業においては、既に会社法及び金融商品取引法において、内部統制制度が導入されているが、独立行政法人は民間企業とは法人としての制度設計や業務の性質等が異なることから、独立行政法人の特性を踏まえた内部統制について論点を整理する必要

このため、各独立行政法人からのヒアリング、会社法に対応した民間企業の内部統制の実態の把握等を通じて、独立行政法人における内部統制と評価について検討を行うことを目的とする有識者による研究会を開催

【構成員】

座長	榎谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事
座長代理	鈴木 豊	青山学院大学大学院教授、会計プロフェッション研究科長
	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員（CEO）
	黒川 繁夫	独立行政法人宇宙航空研究開発機構監事
	夏目 誠	（株）JR東日本リテールネット代表取締役社長
	野口 貴雄	独立行政法人環境再生保全機構監事
	島中 誠二郎	中央大学総合政策学部教授
	平澤 冷	国立大学法人東京大学名誉教授

【今後の開催予定】

- 2月10日 報告書（案）審議
- 2月19日 報告書取りまとめ
- 2月中 （予備日）

独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。
また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。
なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。
- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事

務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。ま

- た、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
 - ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
 - ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。
なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。
- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。